

(令和2年度～令和12年度)

大府市スポーツ推進計画

2030





はじめに

スポーツは、心身の健康の保持増進だけでなく、地域交流の促進、社会の活力創出、国際交流など多くの分野で重要な役割を果たします。スポーツを推進することは、本市が第1次総合計画から掲げてきた「健康都市」の実現に大きく寄与するものであると考えます。

この度、令和2年度（2020年度）からの11年間を計画期間とした、「大府市スポーツ推進計画2030」を策定しました。これは、本計画の上位計画にあたる、「第6次大府市総合計画」の政策目標の一つである「こころもからだも元気に過ごせるまち」の実現を目指したもので、「豊かで健やかなスポーツライフの創出」を基本理念として、総合的にスポーツの推進を図るものです。

科学技術、とりわけ情報技術の目覚ましい進歩により、私たちの生活が便利になる一方で、運動不足であると感じる人の割合は約8割と高い状態にあるなど、スポーツを推進するうえでの課題は多くあります。社会情勢の変化に対応し、今後においても持続して市民一人ひとりが生涯においてスポーツを楽しむためにも、スポーツ団体、地域、学校、民間企業などと連携を図りながら本計画を推進してまいります。

結びにあたり、本計画の策定につきまして、熱心にご協議くださった大府市スポーツ推進計画策定委員会委員の皆さまに感謝の意を表しまして、ごあいさつとさせていただきます。

令和2年3月

大府市長 岡村秀人

目 次

第 1 章 スポーツ推進計画とは

- 1－1 計画の目的と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1－2 スポーツの果たす主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 1－3 大府市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 2 章 計画の基本的な考え方

- 2－1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2－2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2－3 計画の目標設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 3 章 施策の方向性と具体的な施策について

- 3－1 基本方針と施策の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3－2 各施策における取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第 4 章 計画の推進に向けて

- 4－1 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4－2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

大府市スポーツ施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

大府市スポーツ施設位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

大府市スポーツ推進計画策定委員会名簿・・・・・・・・・・ 35

大府市スポーツ推進計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・ 36

第1章 スポーツ推進計画とは

1-1 計画の目的と位置付け

計画の背景と目的

「大府市スポーツ推進計画」は、スポーツ基本法第10条の規定により市町村が策定するよう努めることとされている「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」で、本市における将来のスポーツの望ましい姿を描き、実現のための方針を定めることで総合的な推進を図るものです。

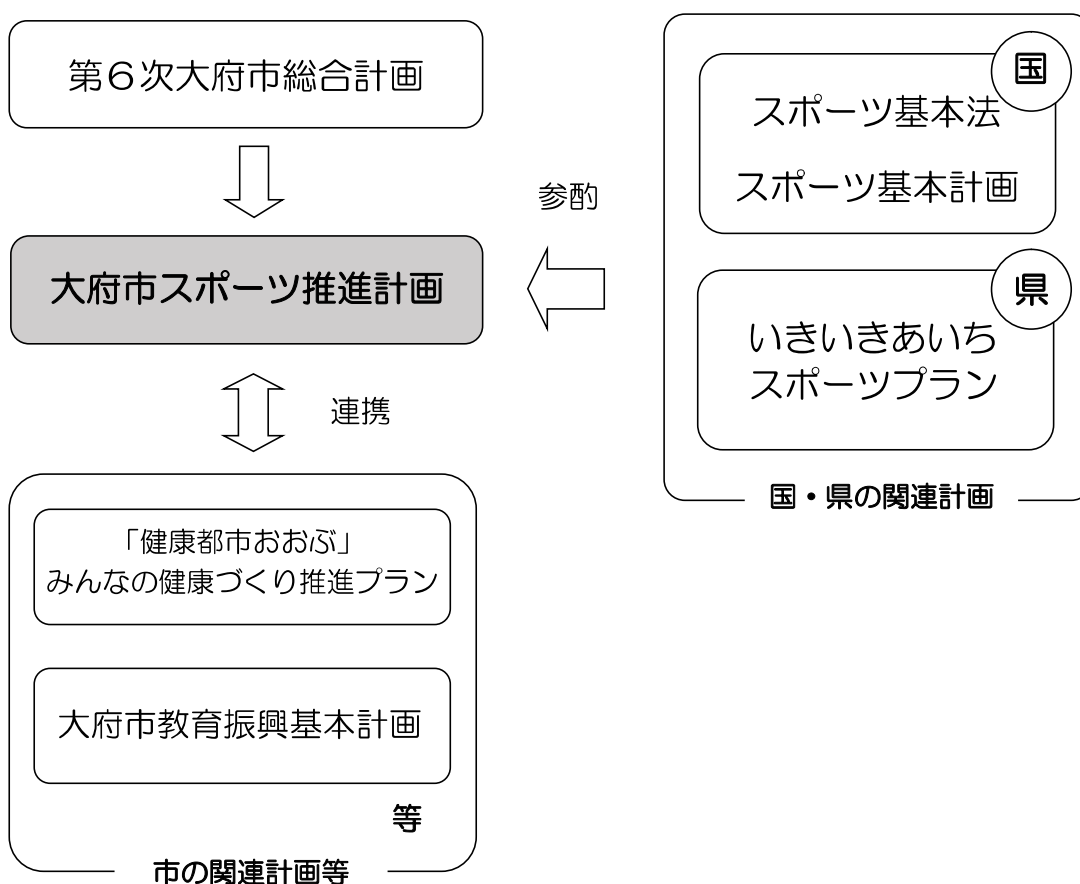
本市では、平成20年3月に「大府市スポーツ振興指針」を、平成25年3月にはスポーツ基本法の制定を受け「大府市スポーツ推進計画」を策定。これらに基づき、スポーツ施設の新規整備、大規模改修、拡充を実施してきたほか、総合型地域スポーツクラブ OBU エニスポの設立、運営支援、共同での事業開催等に取り組み、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、「健康都市おおぶ」の実現につなげる施策をハード・ソフト両面から展開してきました。

スポーツ推進に関する状況に目を向けると、本市におけるスポーツ所管部局が平成25年4月に教育委員会から市長部局へ移管したほか、県では平成31年4月にスポーツ局が組織され、スポーツ関連業務が知事部局へ一元化されています。国においてはスポーツ基本法に基づき作成され、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「スポーツ基本計画」が第2期計画に移行しています。

こうした状況に加え、本市におけるまちづくりの上位計画である「第6次大府市総合計画」が令和2年4月から開始することを受け、今回新たに計画期間を令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）までとする「大府市スポーツ推進計画 2030」を策定することとしました。この計画により、スポーツを取り巻く社会情勢の変化に対応し、今後においても持続して市民一人ひとりが生涯においてスポーツに親しむことができるよう、スポーツ推進に関する施策を効果的に推進していくことを目指します。

計画の位置付け

本計画は、上位計画である第6次大府市総合計画が目指す「こころもからだも元気に過ごせるまち」の実現を主眼に置き、各年代におけるスポーツの推進については「健康都市おおぶ」みんなの健康づくり推進プラン、大府市教育振興基本計画をはじめとする本市の各計画等と連携を図りながら推進していきます。また、国のスポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画、県のいきいきあいちスポーツプランとの適合を図ります。



1-2 スポーツの果たす主な役割

スポーツ基本法の前文は「スポーツは、世界共通の人類の文化である」との言葉から始まり、「今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」となったスポーツを通じて「幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとしています。そして以下のようにスポーツの役割と重要性を挙げ、「スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である」としています。

① 青少年の健全育成

他者を尊重する精神、公正さと規律を尊ぶ態度を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きく影響します。

② 地域交流

人と人との交流や地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の活性化に寄与します。

③ 健康で活力に満ちた長寿社会の実現

体力の向上のほか、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たします。

④ 社会の活力創出・国民経済の発展

国際大会における日本人選手の活躍が、国民のスポーツへの関心を高めることで、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に寄与します。

⑤ 国際交流

スポーツの国際的な交流や貢献が国際相互理解に寄与し、我が国の国際的地位向上につながります。

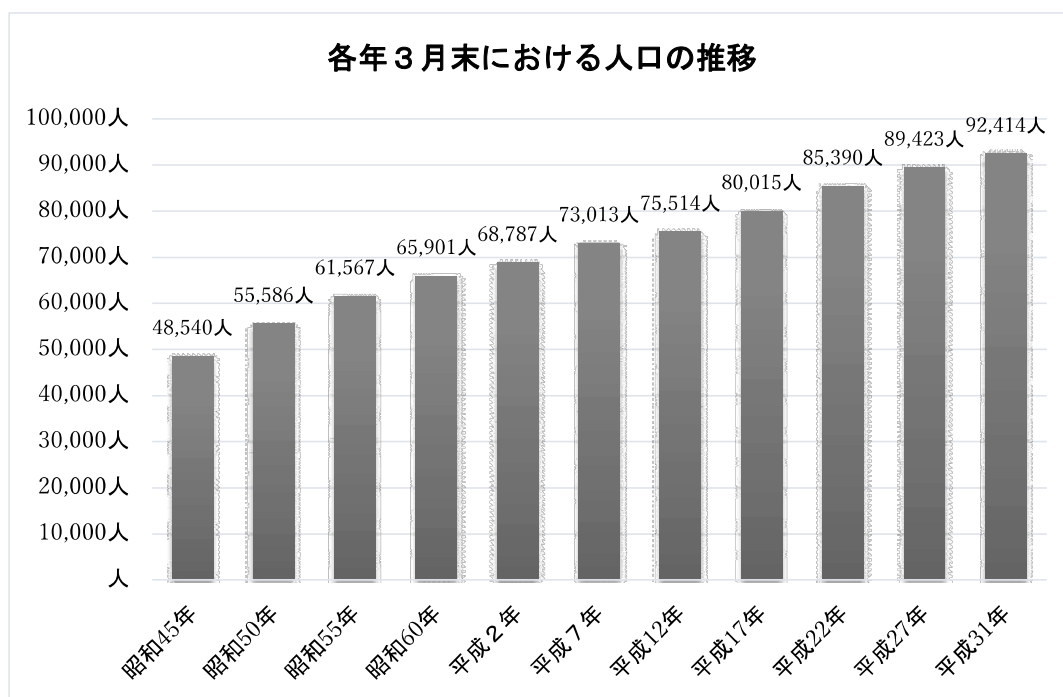
本計画では、以上の役割のうち特に①～③に着目し、本市の課題解決に向けた取り組みを定めました。

1-3 大府市の現状と課題

人口の推移・推計

本市の人口は、平成 28 年 3 月には 9 万人を突破。現在も毎年緩やかな増加傾向で推移しています。今後もこの水準は維持されるとみられ、第 6 次大府市総合計画では令和 12 年度の計画人口を 10 万人としています。

高齢者の人口、割合も増加傾向にあり、高齢化率は平成 27 年度に 20% に達し、その後も増加傾向にあります。



出典 おおぶの統計

各年3月末における高齢化率の推移

区分	平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
	人数(人)	人口比率(%)	人数(人)	人口比率(%)	人数(人)	人口比率(%)
総人口	91,384	100.00	91,952	100.00	92,414	100.00
65 歳～74 歳	10,535	11.53	10,279	11.18	10,079	10.91
75 歳～99 歳	8,538	9.34	9,053	9.85	9,604	10.39
100 歳以上	34	0.04	33	0.03	42	0.05
計		20.91		21.06		21.34

出典 おおぶの統計

市民意識調査の結果

過去 5 年間に於ける市民意識調査に於けるスポーツ関連指標に目を向けると、週 1 回以上運動やスポーツに取り組んでいる市民の割合は横ばい、大府市の行政サービスのうち、「スポーツ活動の環境整備・支援サービス」が「満足」または「おおむね満足」と回答した市民の割合は増加傾向にあります。

また、大府市に「自慢できるものや誇れるもの」があると回答した方のうち、スポーツに関連する事項を回答した市民の割合は、平成 28 年度に高い数値を示し、その後は減少傾向にあります。これは、リオデジャネイロオリンピックの際に市にゆかりのある選手の活躍が全国的に大きく取り上げられたことが原因として考えられます。

「週に 1 回以上運動やスポーツに取り組むこと」において「積極的に取り組んでいる」、「ある程度は取り組んでいる」と回答した市民の割合

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
割合	43.7%	42.2%	43.1%	40.4%	45.3%

大府市の行政サービスのうち、「スポーツ活動の環境整備・支援サービス」が「満足」または「おおむね満足」と回答した市民の割合

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
割合	33.7%	31.4%	33.4%	33.3%	42.8%

大府市の行政サービスのうち、「スポーツ活動の環境整備・支援サービス」に「力を入れてほしい」または「できれば力を入れてほしい」と回答した市民の割合

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
割合	48.5%	47.6%	48.2%	46.8%	51.5%

大府市に「自慢できるものや誇れるもの」があると回答した方のうち、スポーツに関連する事項を回答した市民の割合

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
割合	4.0%	4.8%	12.0%	11.6%	7.5%

課題

本市の人口の推移や市民意識調査の結果等より、スポーツの課題について、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツ施設の3つの視点で次のとおり整理しました。

生涯スポーツ

- ①30代から50代までのスポーツ実施率が低いほか、新しくスポーツに取り組む市民が増えていません。市民ニーズを見極め、スポーツを始める機会を充実し、楽しく続けられる仕組みを作る必要があります。
- ②子どもの体力が低下しています。また、運動をする子どもとしない子どもの二極化がみられるため、子どもの頃からスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があります。
- ③大府市総合型地域スポーツクラブ OBU エニスポは平成22年の発足以来、着実に会員数を伸ばしてきました。大府市スポーツ推進委員会はクラブ運営の中心を担っており、両者は今後も地域におけるスポーツ推進の中心的存在であることが期待されます。総合型地域スポーツクラブの継続支援、スポーツ推進委員会の組織強化に努める必要があります。
- ④障がいがある方のスポーツ参加への機会が十分ではありません。また、高齢化によりスポーツを続けたくても続けられない方が増えることが考えられます。体力の程度、障がいの有無に関わらず楽しむことができるスポーツを普及する必要があります。

競技スポーツ

- ①近年スポーツ界において、指導者が原因の不祥事が相次いでおり、スポーツ指導者の更なる資質向上が求められています。各種目の専門技術やコンプライアンスなどの知識を身に着け、より質の高い指導ができる人物を養成する必要があります。
- ②市にゆかりのあるトップ選手の活躍は、市民に夢や希望を与え、スポーツ以外の分野においても活力を与えてくれます。全国や世界を舞台に活躍できる有望選手の発掘や選手層の拡大に努めるとともに、トップ選手を応援する機運を醸成する必要があります。
- ③トップ選手による直接の指導は、スポーツに対する関心を深め、更なる取り組みや新しく始めるきっかけにつながります。トップ選手が持つ技術に触れ、自らもトップ選手を目指すきっかけとするとともにスポーツへの参加意識の向上に努める必要があります。

スポーツ施設

- ①人口の増加に伴うスポーツ人口の増加から、施設の利用率が非常に高い状態にあり、施設を利用しにくい状況にあります。新しいスポーツ施設を整備する必要があります。
- ②完成から長年が経過した施設が多く、老朽化が目立っています。誰もが安全で安心して施設を利用できるようにする必要があります。
- ③特定の曜日、時間帯で利用の希望が集中することがあり、希望する日時に施設を利用できないことがあります。施設を効率的に利用できる方法を検討する必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

2-1 基本理念

本市は、昭和 45 年の市制施行以来、まちづくりの基本的な理念に掲げ、昭和 62 年には「健康づくり都市」宣言を行い、平成 18 年にはWHOが提唱する健康都市連合へ加盟するなど、「健康都市」の実現に向けた取り組みを重ねてきました。第6次大府市総合計画においても本市がこれまでに「健康都市」として先導的に培ってきた取組成果を礎に、「ひと」、「くらし」、「まち」、そして「みらい」の「4つの健康」を軸とした、分野横断的な連携による「健康都市」の実現を目指しています。スポーツにはこのうち「『ひと』の健康」領域において、「ここからでも元気に過ごせるまち」の実現に向けた取り組みが求められています。

本計画では、本市におけるスポーツの現状と課題、上位計画である第 6 次大府市総合計画の考え方、そして、スポーツの果たす役割である「青少年の健全育成」、「地域交流」、「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」、「社会の活力創出・国民経済の発展」等を踏まえ、基本理念を以下のように定めます。

基本理念

豊かで健やかなスポーツライフの創出

2-2 基本方針

本計画の基本理念、第6次大府市総合計画が目指す本市の将来像を効率的に実現するため、3つの基本方針を設定し、各施策を展開します。

基本方針1 人を生き生きさせる生涯スポーツの推進

全ての人がライフステージに合わせて生涯にわたりスポーツを楽しみ、人生を健康で生き生きとしたものにできるよう、体力や年齢、性別、障がいの有無等に応じてスポーツに気軽に参加することができる機会の拡充を図ります。

基本方針2 夢や希望、活気を創出する競技スポーツの推進

市民に夢や希望を与え、本市に対する愛着やスポーツ推進の機運醸成につなげられるトップ選手を本市から輩出できるよう、高いレベルで活躍できる選手の育成や、指導者の養成を進めます。

基本方針3 誰もが安全で安心して利用できるスポーツ環境の整備

スポーツに関する市民ニーズの増加や多様化に対応するとともに、全ての人々がスポーツ施設を安全で安心して利用できるよう、スポーツ施設の効率的な運用、計画的な改修、新設に取り組みます。

2-3 計画の目標設定

評価指標

本計画の達成状況を評価するための評価指標を設定します。本計画の達成状況が第6次大府市総合計画における施策の達成状況に直結することから、評価指標については第6次大府市総合計画に合わせて以下の3つとします。

指標1 「週1回以上運動やスポーツに取り組んでいる」市民の割合

指標2 スポーツ競技団体の登録者数

指標3 スポーツ施設の利用者数

各指標の推移及び目標値

各指標の数値は、平成28年度から平成30年度までに表1のように推移してきました。本計画では、目標年次を第6次大府市総合計画の目標年次に合わせて令和12年度（2030年度）とし、目標値を表2のように設定します。

表1 平成28年度から平成30年度までににおける各評価指標の推移

指 標		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	「週1回以上運動やスポーツに取り組んでいる」市民の割合	43.1%	40.4%	45.3%
2	スポーツ競技団体の登録者数	7,136 人	7,262 人	7,182 人
3	スポーツ施設の利用者数	562,459 人	633,368 人	573,206 人

表2 目標年次 令和12年度(2030年度)における各評価指標の目標値

指 標	「週1回以上運動やスポーツに取り組んでいる」市民の割合	スポーツ競技団体の登録者数	スポーツ施設の利用者数
目標値	65%	10,000 人	700,000 人

第3章 施策の方向性と具体的な施策について

3-1 基本方針と施策の対応

本計画の推進にあたり、7つの基本施策を定め、関連する施策を講じることとしました。各施策に対応する基本方針は下表のとおりです。

基本方針と施策の対応

基本施策		施策		基本方針との関連		
				生涯	競技	環境
1	スポーツを始める・続ける仕組みづくり	1	スポーツをする機会の充実	○		○
		2	楽しく続けられる仕組みづくり	○		○
		3	子育て世代がスポーツをしやすい環境づくり	○		○
		4	世代・団体・地域間の交流促進	○		
		5	地域におけるスポーツ活動の充実	○		
2	子どもの体力向上	1	教育機関とスポーツ関連団体の連携	○	○	
		2	子どもを対象としたスポーツ団体の活動の充実	○	○	○
		3	幼児期からのスポーツ機会の充実	○		
3	高齢者及び障がい者のスポーツ参加の促進	1	高齢者のスポーツ参加の促進	○		
		2	障がい者のスポーツ参加の促進	○	○	○
4	競技力向上を支える環境の整備	1	指導者の育成		○	
		2	選手の活動支援		○	
		3	トップ選手の技術に触れる機会の充実		○	○
5	企業・大学・研究機関等との連携	1	専門知識や技術の活用	○	○	
		2	民間スポーツ施設の活用	○		○
		3	スポーツボランティア活動の普及	○	○	
6	スポーツ施設の充実	1	スポーツ施設の整備・充実			○
		2	既存施設の有効活用			○
7	スポーツ情報の発信	1	スポーツを「する・みる・支える」ための情報発信	○	○	○
		2	スポーツの安全に関する情報発信	○	○	○

3-2 各施策における取組内容

各施策における具体的な取組内容を示します。

基本施策1 スポーツを始める・続ける仕組みづくり

老若男女問わず誰もが豊かなスポーツライフを送るためには、気軽にスポーツを始め、続けることができる仕組みが不可欠です。

これまで行ってきた教室やイベントについて、市民のニーズに合わせて日時や内容の見直しを行い、スポーツを始める機会の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブを始めとする各種団体の活動支援、交流促進等を通して楽しくスポーツを続けることができる環境の整備に取り組みます。

施策1 スポーツをする機会の充実

施策内容

- (1) スポーツ教室やイベントを開催するにあたり、より多くの方が参加できるものにするため、対象者のニーズに合わせた日時や内容となるよう工夫します。
- (2) ウォーキング、ノルディック・ウォーク、ランニング等、1人でも気軽に取り組むことができる種目の体験会や交流会を充実させます。
- (3) スポーツを始める新たなきっかけとして、eスポーツ等の時間や場所を選ばないスポーツの調査研究を進めます。

施策2 楽しく続けられる仕組みづくり

施策内容

- (1) 市内公共施設に歩数、運動量、消費カロリー等、運動による健康増進への効果を表示することで、日常生活で行うことができる運動を推進します。
- (2) 「おおぶ一生元気ポイント」や「大府市健康プログラム」の更なるPRや活用で、スポーツを続ける意欲の向上につなげます。

施策3 子育て世代がスポーツをしやすい環境づくり

施策内容

- (1) 子育て中でも参加できるよう、託児サービス付や親子で気軽に参加できるプログラムを提供します。
- (2) 施設新設の際は、託児に必要なスペースを整備します。

施策4 世代・団体・地域間の交流促進

施策内容

- (1) 年齢や性別にかかわらず誰もが気軽に取り組むことができるレクリエーションスポーツについて、市民のニーズに合わせながら教室やイベント等の見直しを行い、機会の充実を図ります。
- (2) レクリエーションスポーツの普及にあたり、とうちゃんソフトボールやファミリーバドミントン等のように、男女問わず幅広い年齢層の方の参加や親子での参加を促進する独自ルールを設けることで、より気軽に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。
- (3) 子ども会、PTA、スポーツ団体や自治体間の交流促進により、各団体の活動の活性化を図るとともに、団体に所属する方が新たにスポーツを始めるきっかけにつなげます。

施策5 地域におけるスポーツ活動の充実

施策内容

- (1) OBU エニスポの知名度向上及び教室の円滑な運営のために、引き続き各種イベントや広報等で PR するほか、市内公共施設の利用に便宜を図り、活動を支援します。また、国が検討を進める総合型地域スポーツクラブの質的充実の方針に対応するため、県の動向も注視しながら新たな支援の必要性について検討を行います。
- (2) スポーツ推進委員会がOBUエニスポの活動支援や各種レクリエーションスポーツ大会及び教室の運営支援を行います。スポーツ推進委員は地域スポーツの振興を担う中心的存在であることから、推進委員会の活動に対する認知度の向上や研修の充実により人材の確保及び資質の向上に努めます。

基本施策2 子どもの体力向上

子どもたちの「こころ」と「からだ」が健康に成長していけるよう、地域や学校等においてスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでいきます。働き方改革などによる学校現場の変化に対応できるよう、教育機関とスポーツ関連団体が連携して子どもの体力向上を推進します。

施策1 教育機関とスポーツ関連団体の連携

施策内容

- (1) 児童期においてスポーツの楽しさや喜びを味わうことで、体を動かす習慣を身に付けてもらうために、体育の専門指導ができる人材を小学校に派遣することを検討します。
- (2) 中学校の運動部活動において、各競技の専門指導が受けられるよう、学校のニーズに対応した指導者を派遣します。
- (3) 放課後クラブへの指導者等の派遣により、児童が体を動かすことができる機会の充実を図ります。

施策2 子どもを対象としたスポーツ団体の活動の充実

施策内容

- (1) 地域における子どものスポーツ機会、レクリエーション活動、地域貢献活動を通した青少年健全育成活動の場であるスポーツ少年団活動を引き続き支援します。市民のニーズに合わせた活動内容や OBU エニスポとの連携を検討します。
- (2) 子どもを対象としたスポーツ団体の活動状況を把握し市民とのマッチングを行うほか、活動場所の提供等の支援を行います。

施策3 幼児期からのスポーツ機会の充実

施策内容

- (1) 保育園、幼稚園と OBU エニスポが連携して取り組んできた幼児期における運動能力向上に関する活動について、これまでの効果を検証するとともに、支援を継続します。
- (2) 幼児期における充実した運動体験の重要性を保護者に対して意識付けするため、児童（老人福祉）センターや子どもステーション等における親子向けの運動プログラムの充実を検討します。



スポーツ少年団駅伝大会

基本施策3 高齢者及び障がい者のスポーツ参加の促進

高齢期の豊富な自由時間に地域の仲間とともにスポーツ活動に親しむことは、生きがいづくりと健康寿命の延伸に大変有用です。ライフステージに合わせた生涯スポーツ社会の実現を福祉団体とスポーツ関連団体の協働により推進します。

また、障がい者や配慮の必要な方々がスポーツを通じて社会参画ができるよう、ユニバーサルスポーツに積極的に取り組むことによって心のバリアフリーを推進します。

施策1 高齢者のスポーツ参加の促進

施策内容

- (1) 社会福祉協議会と連携し、老人クラブやふれあいサロン等、高齢者が集まる場に指導者を派遣するなどして、高齢者のスポーツ活動を支援します。
- (2) 高齢者の方が気軽にスポーツに参加できるよう、体力に配慮した運動を採用した教室等を OBU エニスポと協働して開催します。

施策2 障がい者のスポーツ参加の促進

施策内容

- (1) 市内における障がいのある方が取り組んでいるスポーツの内容、ニーズ等を把握し、振興策について検討します。
- (2) NPO 法人などの民間団体が行うイベントを誘致することで、障がいの有無に関係なく楽しむことができるユニバーサルスポーツの紹介・普及に取り組みます。
- (3) パラリンピック、スペシャルオリンピックス競技会、全国障がい者スポーツ大会等に出場する選手の活動支援や情報発信により、障がい者のスポーツ参加の促進及び障がい者スポーツ（ユニバーサルスポーツ）の普及につなげます。
- (4) 障がいのある方が自らの通う施設でもスポーツを楽しむことができるよう出前講座を充実し、施設内でスポーツを指導できる人材を育成します。

基本施策4 競技力向上を支える環境の整備

オリンピックをはじめとする国際大会や全国大会で活躍できる選手を育成するため、常に最新で専門的な知識を持つ指導者の確保や資質の向上を図るとともに、その活用を進めます。

また、トップ選手を講師とした教室の実施や、プロスポーツなどの観るスポーツの誘致によるトップ選手の技術に触れる機会の提供や、全国大会などに出場する選手への激励金交付等により、一流選手を目指すジュニア選手の活躍を支援します。

施策1 指導者の育成

施策内容

- (1) スポーツの指導者が各種目の専門技術やコンプライアンスなどの知識を身に付け、質の高いスポーツ指導を提供できるよう、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格等の取得に対し、補助の実施を検討します。
- (2) 市内におけるスポーツの専門指導をすることができる人材の発掘に努め、指導者名簿を作成するとともに、指導者の活用に向けて、学校とスポーツ協会を始めとする各種団体がニーズを把握し、指導者のマッチングを行うことができる協議の場を設置します。

施策2 選手の活動支援

施策内容

- (1) スポーツ協会加盟団体や市内を拠点に活動するスポーツ団体との協働により、ジュニア選手の技能向上を目的とした各種教室を開催することで、選手層の拡大に努めます。
- (2) 激励金制度を拡充することで、選手のモチベーション向上を図るとともに有望な選手の発掘に努めます。
- (3) 市にゆかりがあり、オリンピック・パラリンピック、世界選手権、アジア競技大会等に出場するトップ選手の情報を発信します。市民が一体となって選手を応援する機運を醸成するため、パブリックビューイングや祝勝パレード等を実施します。

施策3 トップ選手の技術に触れる機会の充実

施策内容

- (1) トップ選手が持つ技術を直接教わることにより、子どもたちが夢や希望を持ち、自らもトップ選手を目指すきっかけにするとともに競技力の向上を目指すため、地元企業や大学に所属するトップ選手等を講師とした教室を引き続き開催します。
- (2) 全国大会やプロ、実業団の大会を始めとする競技水準の高い大会を誘致し、一流のプレーを観戦する機会を提供することで、スポーツへの参加意識の向上に努めます。



じてんしゃ学校

基本施策5 企業・大学・研究機関等との連携

市の公的な施設や人材の他、有効なスポーツ資源として、地元大学や市内の研究機関、民間企業との連携を図り、専門的な知識や技術を生かしたプログラムの提供を受けるとともに、保有する施設・設備の有効活用のため相互利用を図っていきます。

施策1 専門知識や技術の活用

施策内容

- (1) 理学療法士や管理栄養士等と連携し、介護予防や生活習慣病予防等につながるプログラムの提供を検討します。
- (2) スポーツ事故の防止、スポーツ障害の予防、早期発見に関する情報提供やスポーツの指導に関する知識や技術の向上について、最新の研究成果等の活用を、地元大学や研究機関と連携して行います。

施策2 民間スポーツ施設の活用

施策内容

- (1) 専門的で質の高いプログラムを提供するため、民間のスポーツクラブとの連携を検討します。
- (2) 市民のスポーツの場を拡充するために、スポーツ施設を保有する民間企業等に施設の利用について協力を呼び掛けます。

施策3 スポーツボランティア活動の普及

施策内容

- (1) 大府シティ健康マラソン大会、ニュースポーツフェスタ等のスポーツイベントにおいて、企業・大学等にボランティアスタッフとしての運営参加の協力を呼び掛けるとともに、ボランティアの登録制度や育成支援について検討し、スポーツを支える活動を推進します。

基本施策6 スポーツ施設の充実

既存のスポーツ施設の利用状況が飽和状態に近づいているため、市民ニーズを把握しながら「スポーツのまち大府」にふさわしい新たな施設の整備に取り組みます。

また、安全で安心して利用できるよう施設の計画的な改修等を進めるとともに効率的な利用方法を検討するなど、より多くの市民がスポーツに取り組む環境を整えます。

施策1 スポーツ施設の整備・充実

施策内容

- (1) 競技水準の高い大会を開催することができる設備や一定規模の観覧席を有する体育館を中心とし、各競技の専門施設を有する総合スポーツ施設の整備について検討します。
- (2) 施設の新設について具体的な手法を検討するため、新施設整備検討委員会を組織します。
- (3) 地域スポーツ活動推進のために地域単位での多目的グラウンドや広場の整備を検討します。
- (4) スポーツ施設の新設に備え、スポーツ施設整備基金を創設するほか民間活力を活用した整備手法を検討します。
- (5) 新たに施設を整備する際、障がい者、高齢者やベビーカーを利用する人たちの利便性を重視したユニバーサルデザインの施設整備を推進します。

施策2 既存施設の有効活用

施策内容

- (1) 誰もが安全で安心して施設を利用できるよう、各種スポーツ団体、スポーツ施設利用者等の意見を踏まえ、スポーツ施設の改修を計画的に行います。
- (2) 施設利用者の利便性向上を図るために指定管理者と連携しながら、施設の修繕、備品等の整備を行います。
- (3) 熱中症対策として、体育館において冷房、換気設備の整備、扇風機の設置を進めます。
- (4) より多くの方がスポーツ施設を利用できるよう、施設の効率的な利用方法について検討します。
- (5) 最も手軽に始めることができるウォーキングやランニングを安全に楽しむことができるよう市内のウォーキングコースや緑道を PR し、活用を促進します。



メディアス体育館おおぶ（大府市民体育館）

基本施策7 スポーツ情報の発信

多くの市民が「する」・「みる」・「支える」といった様々な形でスポーツに関わり、楽しむことができるよう、スポーツに関する情報の充実や効果的な発信に努めます。

また、スポーツをするうえで必要な安全に関する情報を提供し、スポーツによる事故防止につなげます。

施策1 スポーツを「する・みる・支える」ための情報発信

施策内容

- (1) スポーツ大会や教室等のイベントに関する情報を広報やインターネット、SNS 等を通じて発信します。
- (2) 市内で活動するスポーツ団体の情報を発信することでスポーツをしたい市民とのマッチングを行います。また、各団体による情報発信の支援について検討します。
- (3) 市民がスポーツをすることができる施設について、利用可能種目、予約方法、利用時間等の情報を取りまとめて発信します。
- (4) 市にゆかりのある選手やチームの試合、その観覧方法に関する情報を発信します。
- (5) スポーツに関するボランティアについて、ニーズの把握に努め、活動内容や参加方法に関する情報を発信します。

施策2 スポーツの安全に関する情報発信

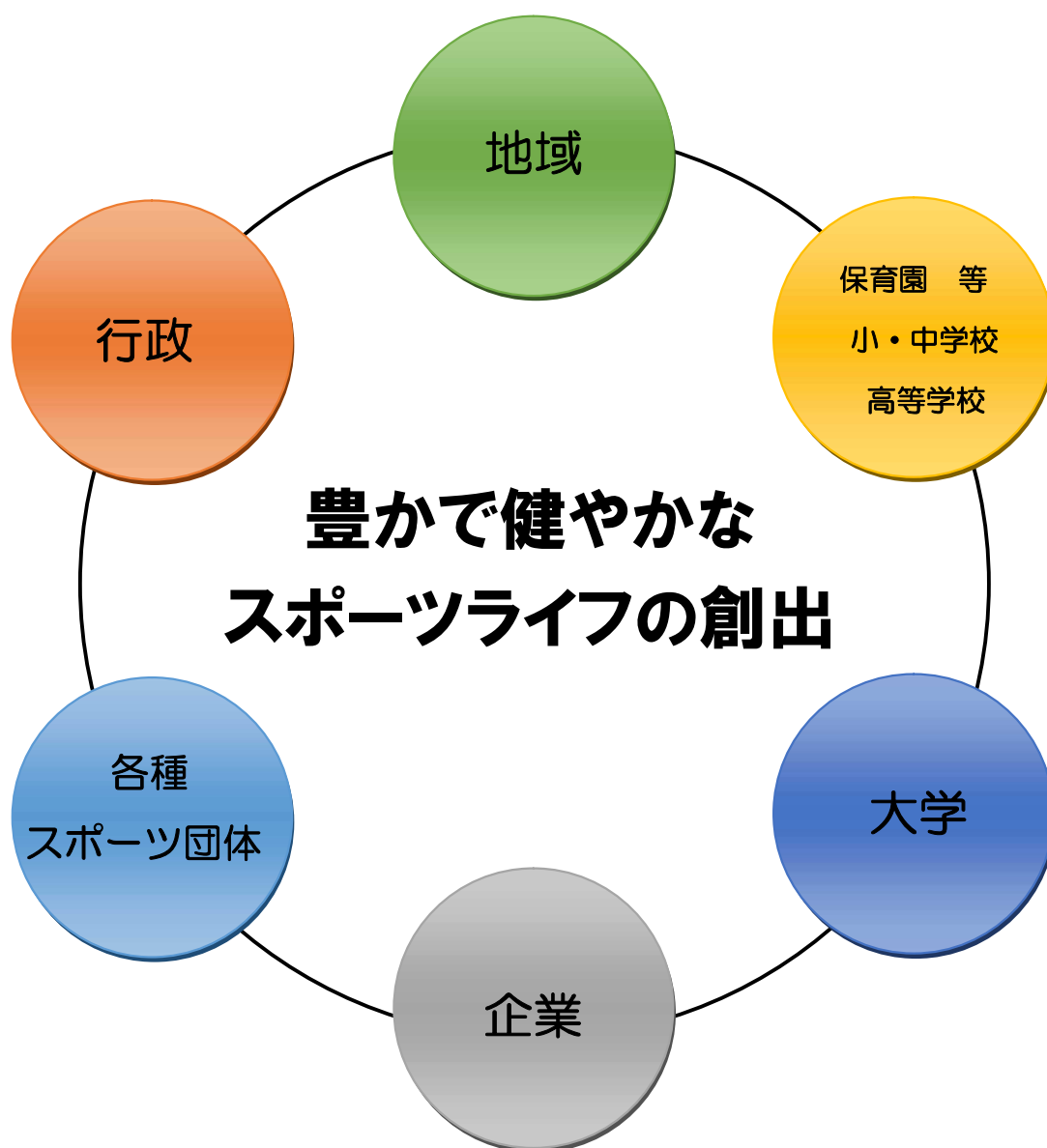
施策内容

- (1) スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防、早期発見に関する各種講習会の情報を、スポーツ協会加盟団体、OBU エニスポ、中小学校体育連盟などスポーツ関連団体に提供します。
- (2) 熱中症の注意喚起情報を施設利用者に提供するとともに、冷房、換気設備、扇風機を備え、夏季でも安全に利用することができる施設の情報を提供します。
- (3) 施設の安全管理について、国や県等が保有する情報を指定管理者と情報共有します。

第4章 計画の推進に向けて

4-1 各主体の役割

基本理念である「豊かで健やかなスポーツライフの創出」を実現するため、地域、幼稚園・保育園・小中高等学校、大学、企業、各種スポーツ団体、行政が主体となり、本計画を推進します。各主体が連携、協働してスポーツ推進の体制を作ること、効率的な計画の推進を図ります。



地域

役割

地域のコミュニティスポーツ活動を継続し、住民同士の交流や仲間づくりに努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力をします。

活動

スポーツ活動の参加・運営による地域社会の活性化など

保育園等 小・中学校 高等学校

役割

保育園、幼稚園や認定こども園、学校等において、幼児や児童生徒の健康づくりや体力づくり、スポーツの普及に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力をします。

活動

幼児や児童生徒へのスポーツの指導、各種スポーツ大会の運営、学校体育施設の地域開放、地域スポーツ推進のために関係機関との調整・合意形成など

大学

役割

大学において、健康やスポーツ医科学の研究、学生に対するスポーツ知識や技術の習得に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力をします。

活動

地域社会への健康・スポーツの指導、社会貢献としてのスポーツ活動の運営・参加、スポーツ施設の地域開放など

企業

役割

各種スポーツ大会・スポーツ教室を運営し、競技スポーツの普及に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力をします。

活動

社会貢献としてのスポーツ活動への参加、スポーツ活動への資金援助、スポーツ施設の地域開放など

各種 スポーツ 団体

役割

各種スポーツ大会・スポーツ教室を運営し、生涯スポーツや競技スポーツの普及に努めるとともに、市が実施するスポーツの推進に関する施策に協力をします。

活動

各種大会・教室の開催、新たなスポーツ種目の実施による会員の増加、地域の実情や時代に沿ったスポーツ活動の運営など

行政

役割

スポーツの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、必要な施策を実施します。

活動

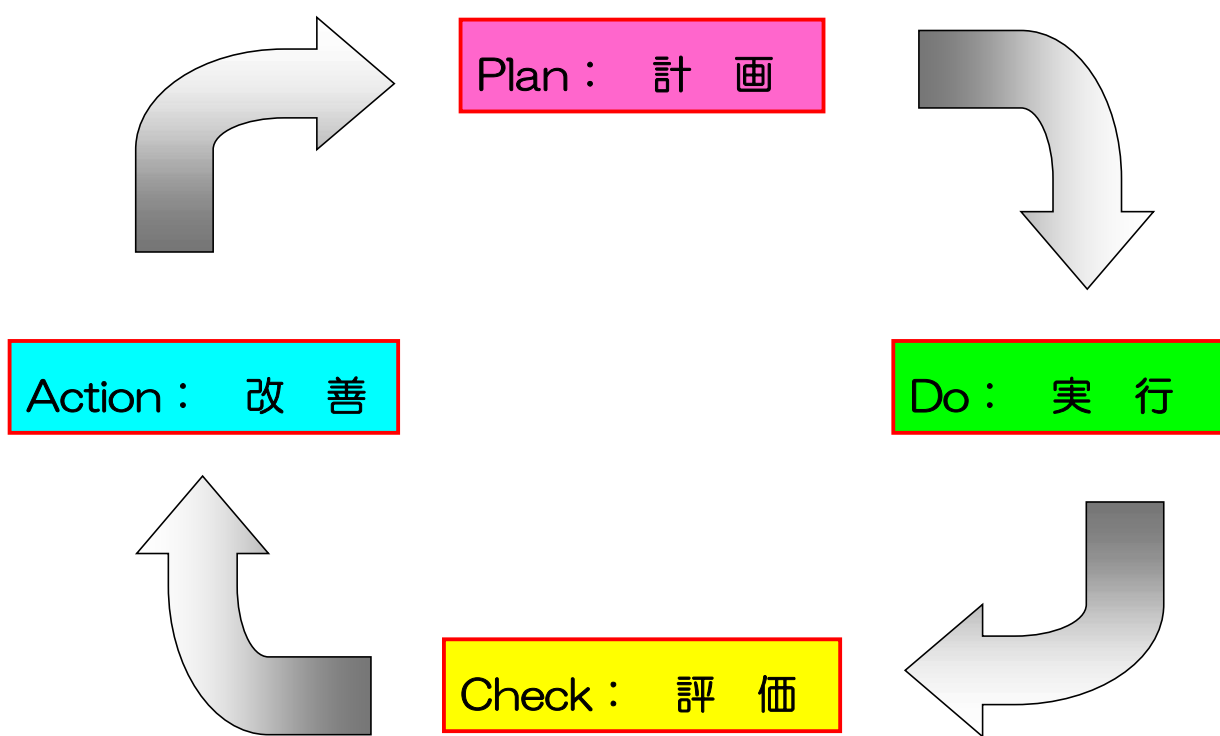
関係団体との調整・合意形成、スポーツの推進に関する助成
スポーツに関する情報収集・発信
制度の新設・拡充、ハード・ソフト面の整備・改修など

4-2 計画の進行管理

本計画に基づく関連事業を実施計画に反映させて着実な事業実施を図ります。そのためにも、総合計画の施策体系と本計画の整備方針との対応関係を整理し、行政評価を踏まえ、本計画の進捗状況と成果を定期的に評価します。

その評価結果を踏まえて、継続実施や改善見直しなどを行い、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）の一連のサイクルによる効果的な事業の実施を図り、計画の進行管理を行います。

また、施策・事業の進捗状況、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すことも検討します。



用語集

あ行

・e（イー）スポーツ

「electronic sports（エレクトロニック・スポーツ）」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉。コンピューターゲームやビデオゲームを使った競技のことを指すのが一般的だが、本計画では特にVR（仮想現実）技術を用いて、自宅等にいなから実際のスポーツと同じ動作を体験できるものを指す。

・いきいきあいちスポーツプラン

国の第2期スポーツ基本計画を参考にして策定された、愛知県のスポーツ推進計画。計画期間は平成25年度から令和4年度までで、中間年である平成29年度に見直しを行い、改訂版が策定されている。

・SNS（えす・えぬ・えす）

「social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・タブレット・パソコン用のサービスの総称。ホームページに比べ、一度に掲載できる情報量は少ないが、同じSNSを利用する仲間で情報を共有することができ、情報の拡散力に優れているのが特徴。

・OBUエニスポ

「総合型地域スポーツクラブ」の項を参照。

・おおぶ一生元気ポイント

日頃、運動をしたり、食生活に気を配るなど、健康への意識の高い人から、これから健康づくりを何かはじめてみようという人まで、楽しみながら健康づくりに取り組める制度。健康づくりに関連した市の事業や「健康づくりチャレンジ」等に参加することでポイントをためることができる。ポイントがたまると協力店の指定サービスと交換ができるなどの特典がある。

・大府市健康プログラム

株式会社タニタヘルスリンクと連携し、チーム対抗で歩数を競いながら、楽しく健康づくりに取り組むことができる事業。この事業は、平成 29 年度から 2 年間実証実験として実施し、令和元年度はスポーツ庁の「運動・スポーツ習慣化促進事業」を活用し、事業規模を 800 人に拡大するとともに、新たに株式会社スギ薬局、株式会社つくばウエルネスリサーチとも連携し、参加者の継続的な取り組み支援と、より詳細な事業評価を実施した。

・大府市スポーツ推進委員会

市民への生涯スポーツの普及を目的に、スポーツの実技指導や助言を行うとともに、スポーツ振興の企画・コーディネーターとしての役割を担っている。市民を対象にした出前講座、スポーツ大会・教室の運営等のほか、OBUエニスポの運営にも関わっている。

か行

・競技スポーツ

スポーツ技術や記録の向上を目指し、人間の極限への挑戦を追求する選手のスポーツ。相手や自分との勝負の勝敗が主な目的となる。

・「健康都市おおぶ」みんなの健康づくり推進プラン

健康増進法第 8 条第 2 項に規定されている「大府市健康増進計画（第 3 次）」および食育基本法第 18 条第 1 項に規定されている「大府市食育推進計画（第 3 次）」ならびに自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定されている「大府市自死対策計画（第 1 次）」の 3 つを包含する計画。健康づくりや食育、自死対策について課題を整理し目標を共有することで、市民一人ひとりの主体的な取組を推進する。

・コンプライアンス

法令遵守又は倫理法令遵守。企業活動に対して多く使われてきた言葉だが、近年スポーツ界における不祥事が相次いで明るみになり、スポーツ界においてもコンプライアンスの強化が重要な課題となっている。

さ行

・生涯スポーツ

老若男女を問わず、健康の維持、増進および人生の楽しみ、喜びとして行うスポーツ。

・スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。4年に一度夏季、冬季の世界大会、その予選会を兼ねた全国大会を行っている。

・スポーツ基本計画

スポーツ基本法の規定に基づき、平成 24 年 3 月に国が策定した計画で、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すもの。国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられている。概ね 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策を体系化することとしており、平成 29 年度からは第 2 期計画に移行している。

・全国障害者スポーツ大会

身体障がいのある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、知的障がいのある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001 年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。大会の目的は、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障がいのある人々の社会参加の推進や、国民の障がいのある人々に対する理解を深めることにある。

・総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで、地域の誰もが年齢、趣味、関心、技術、技能レベルなどに応じて、いつでも活動できるように地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ。本市では平成 22 年 7 月に大府市総合型地域スポーツクラブ OBU エニスポを設立した。

た行

・第6次大府市総合計画

市の特性を踏まえ、将来目標とするまちづくりを進めるための「指標」「実現への計画」となるもので、市の最上位計画。計画期間は令和2年度～令和12年度（11年間）。

・中小学校体育連盟

市内の小中学校の体育全般の振興を図ることを目的に、小学校陸上大会や小学校球技大会等の開催をはじめ、体育に関する調査研究等を行っている。

・とうちゃんソフトボール

ソフトボールを通して市民の健康づくりと地域スポーツの振興に寄与することを目的として、昭和54年に設立。小学校区単位を基本として、現在6地区45チームが活動している。打者が打ちやすいよう投手は山なりのボールを投げなければならない等の独自ルールを設け、初心者でも気軽に楽しむことができるのが特徴。

な行

・ニュースポーツ（フェスタ）

ニュー・コンセプチュアル・スポーツの略称。勝敗にこだわらず、誰でも、どこでも、いつでも気軽に楽しめることを目的に考案されているものが多く、レクリエーションスポーツとも呼ばれている。本市では毎年「ニュースポーツフェスタ」を開催し、各世代で楽しむことができるニュースポーツの体験・紹介を行っている。

・認定こども園

幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。

・ノルディック・ウォーク

2本の専用ポールを用いる歩行運動。ポールを持つことにより全身運動となるため、通常のウォーキングよりも運動効果が高く、足腰の負担の軽減につながる。「ノルディックウォーキング」とも呼ばれている。

は行

・バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。障壁（バリア）は、建物や交通機関等の段差や急勾配といった物理的なものから、社会のルールや制度、文化・情報面にまで至る。また、一人ひとりが多様な人のことを思いやり、意識上の障壁を取り除くことを「心のバリアフリー」と呼ぶ。

・ファミリーバドミントン

昭和 49 年から各地区で行った親子バドミントン教室をきっかけにファミリーバドミントンクラブが発足。現在は市内で 8 団体が活動している。親子での参加が基本で、親子で試合をする場合は、子どもに配慮した独自ルールがある。

や行

・ユニバーサルスポーツ

年齢、性別、障がいの有無に関わらず、一緒に参加して楽しむことができるスポーツ。

・ユニバーサルデザイン

年齢、性別、体格、障がいの有無、国籍等に関わらず、できるだけ多くの人に分かりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

・ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

・レクリエーションスポーツ

「ニュースポーツ（フェスタ）」の項を参照。

大府市スポーツ施設一覧

施設名	概		要
大府市民体育館 (メディアス体育館おおふ)	敷地	9,950 m ²	鉄筋コンクリート造2F 延 6,713 m ² メインアリーナ 2,066 m ² 第1サブ 533 m ² 第2サブ 261 m ² トレーニングルーム 216 m ² ランニングコース 192m 弓道場 5～6人立 観客席 385 席 移動観覧席 429 席 会議室 1～3 視聴覚室 健康相談室 (メインアリーナ バレーボール3面 バスケットボール3面 バドミントン 12 面 卓球 33 面)
大府体育センター	敷地	1,350 m ²	鉄筋コンクリート造(一部S造) 1,042 m ² 競技場 744 m ²
横根グラウンド	敷地	15,602 m ²	夜間照明(S60.4.1)(内野 940 ㎡ 外野 400 ㎡) 軟式野球1面 ソフトボール2面 サッカー1面
横根多目的グラウンド	敷地	10,011 m ²	軟式野球(少年のみ) 1面 ソフトボール2面 サッカー1面
吉田多目的グラウンド	敷地	6,976 m ²	軟式野球(少年のみ) 1面 ソフトボール1面
石ヶ瀬多目的グラウンド	敷地	12,115 m ²	軟式野球1面 ソフトボール1面 サッカー1面(少年2面)
米田多目的グラウンド	敷地	6,111 m ²	軟式野球(少年のみ) 1面 ソフトボール1面 (H23 名称変更)
市営グラウンド	敷地	12,100 m ²	軟式野球1面 ソフトボール2面
横根フットサルコート	敷地	3,630 m ²	フットサルコート2面 (旧多目的コート改修、名称改名)
桜木多目的広場	敷地	1,304 m ²	グラウンドゴルフ ゲートボール各1面
長草多目的広場	敷地	2,099 m ²	グラウンドゴルフ ゲートボール各1面
大府市営テニスコート	敷地	7,735 m ²	4面(砂入り人工芝コート) 夜間照明 面積 2,515 m ²
東新テニスコート	敷地	2,345 m ²	2面(クレイコート)
大府小学校	運動場	8,447 m ²	夜間照明 (S56.10.1)照明面積 6,000 m ² ソフトボール1面 内野 400 ㎡ 外野 200 ㎡
	体育館	1,346 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
大東小学校	運動場	7,400 m ²	ソフトボール 1 面
	体育館	900 m ²	バレーボール 卓球 バドミントン レクスポーツ
神田小学校	運動場	7,745 m ²	夜間照明 (S53.8.1)照明面積 5,500 m ² ソフトボール1面 内野 400 ㎡ 外野 200 ㎡
	体育館	971 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ

大府市スポーツ施設一覧(つづき)

施設名	概		要
北山小学校	運動場	13,804 m ²	夜間照明 (S52.7.20)照明面積 9,500 m ² ソフトボール2面 内野 500 m ² 外野 250 m ²
	体育館	975 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
東山小学校	運動場	11,967 m ²	ソフトボール1面
	体育館	945 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
共和西小学校	運動場	8,700 m ²	ソフトボール1面
	体育館	992 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
共長小学校	運動場	11,861 m ²	夜間照明 (S63.5.1)照明面積 11,861 m ² ソフトボール1面 内野 400 m ² 外野 200 m ²
	体育館	963 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
吉田小学校	運動場	11,250 m ²	夜間照明 (S55.9.10)照明面積 4,900 m ² ソフトボール1面 内野 400 m ² 外野 200 m ²
	体育館	973 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
石ヶ瀬小学校	運動場	11,397 m ²	夜間照明 (S57.9.1)照明面積 6,200 m ² ソフトボール1面 内野 400 m ² 外野 200 m ²
	体育館	973 m ²	バレーボール バドミントン レクスポーツ
大府中学校	運動場	20,957 m ²	夜間照明 (S48.5.1)照明面積 12,000 m ² 野球1面 サッカー 内野 450 m ² 外野 180 m ²
	武道場	605 m ²	柔道 剣道等
	体育館	1,561 m ²	バレーボール バドミントン バスケット レクスポーツ
大府西中学校	体育館	1,505 m ²	バレーボール バドミントン バスケット レクスポーツ
大府北中学校	体育館	1,608 m ²	バレーボール 卓球 バドミントン バスケット レクスポーツ
大府南中学校	武道場	613 m ²	柔道 剣道等
	体育館	2,383 m ²	バレーボール バドミントン バスケット レクスポーツ
大府高等学校			第2グラウンド ソフトボール・サッカー
桃陵高等学校			テニスコート3面 運動場
大府東高等学校			運動場 ソフトボール・サッカー

大府市スポーツ施設位置図



大府市スポーツ推進計画策定委員会名簿

役 職 名	氏 名	所 属 団 体 名
委員長	飯 村 順 一	大府市スポーツ協会
副委員長	岩 井 幸 子	大府市スポーツ推進委員会
委員	二 村 圭 史	大府市中小学校体育連盟
委員	村 上 信 明	大府市とうちゃんソフトボール連絡協議会
委員	深 谷 龍 正	大府市スポーツ少年団
委員	斎 藤 充	大府市総合型地域スポーツクラブ OBU エニスポ
委員	中 根 賢 二	愛三工業株式会社
委員	鈴 木 順 子	施設利用団体代表（レクインディアカ）
委員	舟 木 泰 世	至学館大学
委員	小 島 良 雄	公募

【事務局】

大府市健康文化部	部長	今村昌彦
	スポーツ推進課 課長	近藤 豊
	スポーツ推進課 係長	加藤厚史
	スポーツ推進課 技師	瀧澤昂兵
	スポーツ推進課 主事	吉村周平

大府市スポーツ推進計画策定の経緯

	開催日	会議室	内容
第1回	令和元年 8/8(木)	204	スポーツ推進計画とは ・ 計画の目的と位置づけ 現状と課題について ・ 現在の大府市スポーツ推進計画の進捗状況 ・ 市民意識調査の整理 ・ 現状と課題に関する意見交換
第2回	9/26(木)	203	スポーツ推進計画策定方針について ・ 策定の基本的な考え方 ・ 計画期間 ・ 構成について ・ (重点) 施策について 計画の目標設定について ・ 目標及び目標値の設定
第3回	10/25(金)	202	第2回での意見の整理 「大府市スポーツ推進計画(案)」について ・ 重点施策の本文検討
第4回	12/19(木)	204	第3回での意見の整理 「大府市スポーツ推進計画(案)」について ・ スポーツ推進計画施策体系・本文確認
第5回	令和2年 1/22(水)	203	第4回での意見の整理 「大府市スポーツ推進計画(案)」について ・ 全体確認
	2/11(火)～ 3/11(水)		パブリックコメント募集

大府市スポーツ推進計画2030

令和2年3月発行

発行：大府市

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL 0562-47-2111（代表）

ホームページURL <http://www.city.obu.aichi.jp/>

編集：大府市健康文化部 スポーツ推進課